

通り日本労働組合同盟の指導を受け居る千原上或は同盟
組合の養接の事態を愈々紛糾せしむるに付、
マツルミの宿願に於てハ煽動者ノ潜入ヲ防止友誼同盟
同志會(中産階級以下ノ市民ヲ以テ組織セル団体)ハ、
阻止スル事ノ方策ニ出デ事件終熄ノ速カニ公事所
馬方ニ於スル爲メ應接警察官ノ配属ヲ爲シ、
斯如事情トシテ各(共)府縣ニ於テハ應接地方
既慮相煩度
右及申(通)故候也

別紙(寫)

漢 報 書

- 一 山林并、山野に次兩名ヲ復職セシメル事
- 一 特別賞典金ヲ本給ニ繰入レルコト
- 一 定期賞典金ヲ現在ノ倍額ニスルコト
- 一 併 産守當ヲ制定スルコト
- 一 一ヶ月未満四十分 一ヶ月以上一ヶ月以下二十分宛増ス
- 一 一ヶ月以上一ヶ月以下三十分増ス
- 一 退職手当金ヲ現在制定ノ倍額ニスルコト
- 一 定期并給ソテ年三付五本以上ニスルコト
- 一 退職日晝夜休業スルコト
- 一 但シ日給一日分ヲ支給スルコト
- 一 廿ニ迄勤勞禁止ノ件